

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成27年9月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成27年9月2日(水)
午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所 東海村役場403会議室
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第20号 公職選挙法第28条の抹消者について
 - 議案第21号 平成27年9月における選挙人名簿への登録について
 - 議案第22号 在外選挙人名簿の登録について
 - 議案第23号 平成27年9月における選挙人名簿の調製について
 - 議案第24号 直接請求の法定数の告示について
 - 議案第25号 平成27年9月における選挙人名簿に係る縦覧について
 - 議案第26号 平成27年9月における在外選挙人名簿に係る縦覧について
 - 議案第27号 裁判員候補者予定者名簿の調製について
 - 議案第28号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について
 - 議案第29号 真崎浦土地改良区総代総選挙の選挙期日、投票の時間、選挙期日の告示日及び選挙すべき総代の数の決定について
 - 議案第30号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について
 - 議案第31号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙長の事務を行う場所の決定について
 - 議案第32号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙会の日時及び場所の決定について
 - 議案第33号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙立会人の選任について
 - 議案第34号 真崎浦土地改良区総代総選挙における投票用紙の様式の決定について
 - 議案第35号 真崎浦土地改良区総代総選挙における投票記載所内の氏名等掲示について
 - 議案第36号 真崎浦土地改良区総代総選挙における入場券の配布方法について
 - 議案第37号 東海村議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて
 - 議案第38号 東海村議会議員一般選挙の選挙期日、選挙期日の告示日、

選挙すべき人数及び投票時間の決定について
議案第39号 東海村議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の被登録資格
の決定の基準となる日等の決定について

- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 高橋 康夫

- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 岡部 聡 書記 大杉 美香
書記 草山 尚拓

- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上

- 7 本会議における議事の大要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

○**本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。今回の議案にもありますように、東海村議会議員一般選挙が1月に迫っております。事務局の皆様にはお忙しいことと存じますが、抜かりない準備をよろしく願います。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○**本多委員長** 本日の議案は、平成27年9月の定時登録に係るものが7件、裁判員等候補者予定者名簿関係に係るものが2件、真崎浦土地改良区総代総選挙に係るものが8件、東海村議会議員一般選挙に係るものが3件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第20号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○**大杉書記** 議案第20号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○**本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第20号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○**本多委員長** 議案第20号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**本多委員長** 議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第21号 平成27年9月における選挙人名簿

への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第21号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成27年9月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成27年9月1日、登録日は平成27年9月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成27年6月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)成人者が、平成27年9月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第21号 平成27年9月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第21号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第22号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第22号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者2名(記載略)を在外選挙人名簿に登録するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第60号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第22号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第23号 平成27年9月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第23号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成27年9月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成27年6月の定時登録者数30,233名から10名減の30,223名となりました。10名減の根拠といたしましては、抹消者数が522名、回復者数が3名、新規登録者数が403名、新有権者数が106名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第23号 平成27年9月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第23号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第24号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第24号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第24号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第24号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第25号 平成27年9月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第25号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成27年9月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成27年9月3日（木）から平成27年9月7日（月）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第25号 平成27年9月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第25号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第26号 平成27年9月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第26号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成27年9月3日（木）から平成27年9月7日（月）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第26号 平成27年9月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第26号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第27号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第27号は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定により、平成28年に必要な裁判員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、裁判員候補者予定者名簿を調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、平成27年9月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において本村の選挙人名簿に登録されている者の数に基づき、同法第20条第1項の規定によ

り、水戸地方裁判所長から別紙のとおり（記載略）57名を選出するよう通知を受けております。

それでは、本多委員長にくじの執行をお願いいたします。

（くじの執行）

○大杉書記 ただ今、くじが執行され、57名の裁判員候補者予定者が選定されました。それでは裁判員候補者予定者名簿を回覧いたします。

○本多委員長 （名簿を回覧後）ただ今、「議案第28号 裁判員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明とくじの執行を行いました。質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第28号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第28号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第28号は、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、平成28年に必要な検察審査員候補者の予定者をくじにより選定し、同条第2項の規定により、検察審査員候補者予定者名簿を調製するものです。なお、本村の割当員数につきましては、平成27年9月1日現在により選挙人名簿の登録が行われた日において本村の選挙人名簿に登録されている者の数に基づき、同法第9条第1項の規定により、水戸検察審査会事務局長から別紙のとおり（記載略）13名を選出するよう通知を受けております。

それでは、本多委員長にくじの執行をお願いいたします。

(くじの執行)

○大杉書記　ただ今、くじが執行され、13名の検察審査員候補者予定者が選定されました。それでは検察審査員候補者予定者名簿を回覧いたします。

○本多委員長　(名簿を回覧後)ただ今、「議案第28号 検察審査員候補者予定者名簿の調製について」事務局からの説明とくじの執行を行いました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第28号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　続いて、「議案第29号 真崎浦土地改良区総代総選挙の選挙期日、投票の時間、選挙期日の告示日及び選挙すべき総代の数の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記　議案第29号は、真崎浦土地改良区総代総選挙の選挙期日を「平成27年10月12日(月)」に、投票の時間を「午前7時から午後6時まで」に、選挙期日の告示日を「平成27年10月5日(月)」に、選挙すべき総代の数を「40名」に決定するものです。

○本多委員長　ただ今、「議案第29号 真崎浦土地改良区総代総選挙の選挙期日、投票の時間、選挙期日の告示日及び選挙すべき総代の数の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第29号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第30号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第30号は、平成27年10月12日に行われる予定の真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙長を「川崎 卓男」氏に、選挙長の職務代理者を「澤畑 晴夫」氏に選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第30号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第30号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第31号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙長の事務を行う場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第31号は、平成27年10月12日に行われる予定の真崎浦土地改良区総代総選挙の選挙長の事務を行う場所を「東海村役場」に決定するものです。

○本多委員長　ただ今、「議案第31号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙長の事務を行う場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第31号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　続いて、「議案第32号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙会の日時及び場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記　議案第32号は、平成27年10月12日に行われる予定の真崎浦土地改良区総代総選挙の選挙会の日時を「平成27年10月12日(月)午前7時から」に、場所を「東海村役場」に決定するものです。

○本多委員長　ただ今、「議案第32号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙会の日時及び場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第32号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　続いて、「議案第33号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第33号は、平成27年10月12日に行われる予定の真崎浦土地改良区総代総選挙の選挙立会人を「照沼 博幸」氏、及び「根本 一成」氏に選任するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第33号 真崎浦土地改良区総代総選挙における選挙立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第33号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第34号 真崎浦土地改良区総代総選挙における投票用紙の様式の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第34号は、平成27年10月12日に行われる予定の真崎浦土地改良区総代総選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり決定するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第34号 真崎浦土地改良区総代総選挙における投票用紙の様式の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第34号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第35号 真崎浦土地改良区総代総選挙における投票記載所内の氏名等掲示について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第35号は、平成27年10月12日に行われる予定の真崎浦土地改良区総代総選挙における投票記載所内に、候補者の氏名等を掲示するものとし、その掲載順序は、立候補届出順とするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第35号 真崎浦土地改良区総代総選挙における投票記載所内の氏名等掲示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第35号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第36号 真崎浦土地改良区総代総選挙における入場券の配布方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第36号は、平成27年10月12日に行われる予定の真崎浦土地改良区総代総選挙における入場券の配布は、郵送によるものとするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第36号 真崎浦土地改良区総代総選挙における入場券の配布方法について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第36号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第37号 東海村議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第37号は、平成28年1月31日の任期満了に伴い執行される予定の東海村議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻について、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、第1投票区投票所から第14投票区投票所までについて、2時間繰り上げることとするものです。繰上げにより、投票時間は午前7時から午後6時までとなります。

○本多委員長 ただ今、「議案第37号 東海村議会議員一般選挙における選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて」事務局から説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第37号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第38号 東海村議会議員一般選挙の選挙期日、選挙期日の告示日、選挙すべき人員及び投票時間の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第38号は、任期満了に伴う東海村議会議員一般選挙の選挙期日を「平成28年1月24日(日)」に、選挙期日の告示日を「平成28年1月19日(火)」に、選挙すべき人員を「20人」に、投票時間を「午前7時から午後6時まで」とするものです。なお、選挙期日につきましては、別紙「東海村議会議員一般選挙の選挙期日(案)について」に記載してあるとおり、公職選挙法の規定、他の行事との調整、前回の投票日等を勘案し、この日としたものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第38号 東海村議会議員一般選挙の選挙期日、選挙期日の告示日、選挙すべき人員及び投票時間の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第38号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第39号 東海村議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日等の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第39号は、平成28年1月24日に行われる予定の東海村議会議員一般選挙について、公職選挙法第22条第2項の規定により選挙人名簿の登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録の日を「平成28年1月18日」とするものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第39号 東海村議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日等の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第39号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 以上で会議に付議されました報告等は全て終了いたしました。
これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時30分